

統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会（第12回）議事録

1 日 時 平成19年2月26日（月）10時00分から12時05分

2 場 所 総務省統計局 6階特別会議室

3 出席者

構成員：竹内啓座長、大橋豊彦委員、小川直宏委員、土屋隆裕委員、新村保子委員、舟岡史雄委員

総務省：川崎茂統計局長、高橋正樹統計調査部長、田口和也総務課長、飯島信也調査企画課長、清水誠経済統計課長、神田玲子消費統計課長

4 議 題

- (1) 試験調査の結果について
- (2) 家計消費状況調査の実施状況について
- (3) 報告書について
- (4) その他

5 配布資料

- (1) 試験調査結果データ<10 - 12月期>
- (2) 家計消費状況調査の実施状況について

参考

- (1) 統計法施行令 新旧対照表等

6 議事録

竹内座長 それでは、開催させていただきます。

本日の議題の第1は試験調査の結果についてであります。1月収集の2期目の調査の結果についてご報告いただきます。第2は家計消費状況調査の実施状況ということで、民間事業者が調査を実施した家計消費状況調査について、それにかかわる問題点をご報告いただきます。

第3は報告書についてあります。報告書の骨子についてご説明をいただき、今後どのように

すればいいか議論を進めていきたいと思います。最後に統計法施行令や地方との調整状況について簡単にご報告いただくこととなります。

それでは、議題の第1から始めさせていただきます。試験調査の結果について、資料に基づいて事務局からご説明をお願いします。

飯島課長 それでは、資料1に基づきまして説明させていただきます。

資料1は、最初に比較例というペーパーがございます。その後に具体的なデータです。まず、10 - 12月期のデータを綴ったもの、その次に参考資料として、調査票の項目と具体的な調査票のコピーをつけたもの、最後は既にご覧いただいております7 - 9月期のデータを綴ったものがございます。資料1の最初のペーパーを横に置いてご覧いただきながら、データを簡単に説明したいと思います。

まず、試験調査Aは全国を限なく1社が担当した調査です。回収状況は、前回は93.1%で、今回は98.1%と回収率は上がっております。細かく調査地区別に見ますと、前回悪かったところは今回も未提出が多いという状況です。

それから、拒否率（代替状況）は2枚目のグラフになります。10 - 12月期の拒否率は60.1%、7 - 9月期の拒否率、調査に協力しないというところが48.6%です。本体調査に関しましては、7 - 9月期が20.8%、10 - 12月期が24.4%となっています。

それから、3番目として未記入の状況、全体的には前回と変化なく改善されていないと言えます。本体調査に比べて、試験調査Aの結果は、第2面を中心にしまして、極めて未記入率が高くなっているという状況です。

次のページの図A - 4をご覧いただきたいと思いますが、地域別に見ると、前回に比べて地域的な偏りが少し大きくなっていると思われます。北海道を除くと、東日本の方が前回よりも改善されているわけですが、西日本の記入状況が逆に悪くなっているという状況でございます。

それから、検査項目における矛盾の割合については、あまり改善が見られないというふうな状況です。

以上が、試験調査Aの全国一律で調査をした結果でございます。

それぞれのデータの後半が試験調査Bの結果になっております。これは都道府県別に事業者へ委託して実施したものです。最初のつづりの7枚目に試験調査Bの回収状況がございます。前回の7 - 9月期のデータと比較してご覧いただきますと、前回、回収率が低かった県については、今回も改善が見られない、特に北海道で回収率が落ちているというような傾向が見られます。

次ページの拒否率ですが、特に県別に見ますと、広島県が突出して比率が高くなっているという状況です。

それから、未記入の状況ですが、広島県は相変わらず未記入率が高いわけですが、それ以外の県、それ以外の事業者につきましては、改善されているという状況です。

最後、検査項目における矛盾の割合は、広島と京都を除くと改善されているという状況です。

以上ご覧いただきますと、試験調査A、試験調査Bを通じまして、回収状況につきましては、Aの方は若干上がっているけれども、それ以外はほとんど変わっていないというような状況、それから、未記入につきましては、Bの方で広島を除くとほかの会社については改善されているという状況で、事業者によって改善できているところとそうでないところがあるというようなバラツキが見られるというのが、結果に見られる特徴ではないかと思えます。十分な分析はこれからという状況ですが、気づいた点につきましてご報告いたしました。

竹内座長 何かお気づきの点、あるいは、ご意見ございますか。

舟岡委員 7 - 9月期について前回確認したことを、改めて10 - 12月期についても確認したといえると思えます。それに加えて、今回、試験調査Aについて、理由別の代替状況で廃業、休業、移転が非常に高くなって、代替率が高まっています。回収状況をよくするために、協力を仰げないところについてはすぐ代替標本に頼る、そして、その理由は廃業、休業、移転としているのではないのでしょうか。個人企業経済調査の本体調査とこれほど有意な差があるのは問題というより驚きです。

竹内座長 私も気がついたんだけど、それはおかしいですね。調査に協力しないというところに差があるというのは、態度がいろいろ違ったのでということはおわかりますが、廃業というのは本来同じ数字なはずだと思います。

舟岡委員 調査員の質にかかわる部分かと思えます。

竹内座長 店が閉まっていたから廃業だと簡単に決め付けたのではないかという気がしないでもないですね。

舟岡委員 さらに詳細に検討していただきたいのは、府県別の未記入の状況について、先ほどご説明がありましたが、西日本で未記入項目率が高まって、東北で未記入率が低下した理由です。

竹内座長 例えば同じ会社の中で担当者が代わったとかいうことがあるんですか。

飯島課長 試験調査A担当の会社からは、西日本の地域については、支社で別途指導していると聞いております。

舟岡委員 それは10 - 12月から調査の指導の仕方等を変えたのですか。

飯島課長 同じです。同じように7 - 9月期も10 - 12月期も西日本は支社が指導した形になっています。ですから、指導した事務所によって改善されたところと、逆に悪くなったところが出ていたとも見られますので、このあたりはこれから、試験調査Aを受託した事業者の地方事務所に出向きまして、状況をヒアリングしたいと思っております。

次回の研究会で、試験調査Aの事業者とBの事業者のヒアリングの結果についてまとめ、ご報告します。また、実際に事業者に来ていただく予定です。

舟岡委員 試験調査Aでロジックチェックの結果、矛盾のあった割合が7 - 9月期とほぼ変わらない結果については、先ほどの調査員の専門性と密接に関わる内容かという気がします。

試験調査Bについて落札価格の低い事業者は、調査できなかった理由として、廃業とか、調査に協力しないとかの割合が多くて、特に廃業について、北海道、広島では非常に高くなっています。これは業者の質と関連していて、安易に廃業扱いとする、すなわち、何度も訪問することはあまりしていないという結果を反映している気がいたします。

竹内座長 成績が悪かった広島と北海道に土屋さんは行ってらっしゃったので、ちょっとコメントをお願いします。

土屋委員 広島ですけれども、見積りが低かったのは、明らかに調査会社に今まで経験がなかったためです。今回、留置き調査ですから、調査員が行って調査票を置いて、それを回収してくれば済むだろうということで、見積りの甘さが出てきたのだと思います。

調査員につきましては、広島の契約社員がそれぞれの地域に行くという形をとったようです。全員20代から50代の女性で、経理の知識がある方は1名だけ、ほかの方は一般事務をされており、あらかじめ説明は聞いて行ったけれども、きちんと理解して行ったわけではないのではないかなと思います。

竹内座長 マニュアルを印刷して渡すということはしなかったのですか。

土屋委員 マニュアルはありますが、これを見ても知識のない人には不十分という感じだったと思います。

廃業が多くなった理由は、調査員の質と言いますが、これも私の印象ですけれども、調査員は個人企業の状態をあまり知らない感じの方なので、詳しい状況はあまりよくわからずに、閉まっていたら廃業にしたという可能性もあるかもしれません。

竹内座長 会社として、経験がなくて甘く見ていたので、コストも足りないので仕事が十分できなかったというような反省はあるのですか、どうですか。

土屋委員 これも私の印象ですけれども、1回目がうまくいかず、思ったよりも拒否が多くうまくいかない、2回目もこういった状況できちんとやっていくとなると、何度も広島から行かなければならなかったりしてコストが非常にかかってしまう。ですから、なるべく早く終わらせてしまおうと。

未記入が多かったのも、個人企業の方から「うちは書きたくない」と言われたら、「はい、わかりました」と言ってしまうのではないかなという印象を受けました。それで、未記入のまま持って帰ってきた調査票を、会社の方でも、本来審査をして未記入であれば、電話で聞くなりしなければいけないわけですけれども、とにかく早く出してしまおう。メイキングをするよりは未記入で出した方がいいだろうと。

竹内座長 北海道の方はどうでしたか。

土屋委員 北海道の方もあまり経験がなくて、拒否が多いということが想定外だったようです。その分のスケジュールを甘く見ていたということで、最初の回収率がかなり悪かったのだと思うのです。2週間ぐらいとっておけば十分だと思っていたということですが、実施してみると、それではとてもスケジュールがうまくいかないと。それは1回目でわかったはずだと思いますが、2回目でそれをなぜ改善しなかったのか、そこはよくわかりません。スケジュールの見通しに対する甘さがあった。

それから、調査員の方はそれぞれの地区の商工会議所から推薦してもらったそうです。ですので、対象企業のリストが渡されたときに、調査員はそれぞれの個人企業が廃業しているとか、その辺の状況を商工会議所でも見てもらったということをおっしゃっていました。つまり、商工会議所と一緒に調査をしたというような感じですね。

竹内座長 何かご質問ございませんか。

新村委員 今、土屋先生から伺って大分感じがわかってきたんですけど、今回委託するときに、例えば現行調査で調査員がどういうことをやっているのかというような情報を調査会社に伝えていたのかというのが少し気になりました。次回に伺うことかもしれませんが、民間と本体調査との未記入の多さの要因分析をぜひしてほしいと思います。そのためには、調査員の質もあるかもしれないし、何回行ったかという回数とか、いろいろな要因に分けて分析していただきたい。

今の広島のお話を聞くと全く甘く見ていたということは、そういう情報が提供されていないということですね。本体調査で調査員が何をしているかというのは、これまでいろいろ伺っていると、統計局でも把握しておられないのではないかという感じを持っておりまして、それ

を地方統計部局なり統計調査連合会で事前調査の対象に大規模に調査をして、その情報を入札のときに提供しないと、これからも同じことが起きる可能性があるのではないかというのが今伺っていた感想でございます。ぜひ要因分析を、そしてそれができるような資料をつくって、次の調査に臨むと。本体を民間委託するときにはそういう事前の準備が要るのではないかと思いました。それが第1点。

もう1つは、10 - 12月期と7 - 9月期を比較して改善しているとか、していないとかおっしゃっていたんですけれども、タイミング的には7 - 9月期の結果をきちっと踏まえて10 - 12月期をやるというタイミングではないのではないかと。したがって、10 - 12月期と7 - 9月期でもし改善があるしたら、それは慣れだけではないかなと思ったんですね。タイミングがよくわからないんですけれども、そういうふうに見てよろしいでしょうか。要するに7 - 9月期のときにこのような未記入があったと、あなたのところはほかよりも悪いとか、そういう情報はフィードバックされて、各受託者が改善のために何か手立てを尽くすようなタイミングがあったのかどうかということをお教えいただきたい。私の感じですが、これを見るとあまりそれがなくて、2回目ですから、自分のところの回収率はすぐにわかりますよね、それを見て一生懸命やったところもあるかもしれないけれども、7 - 9月期と10 - 12月期の差というのは改善努力があまり反映されないのではないかなと思ったんですが、そういう理解でよろしいかどうか。

それから、以前伺ったような気がしますが、記入不備と未記入というのはどういう関係にあるのか。これは極めてテクニカルな話ですが、未記入が1つでもあったら記入不備に入るとしたら、数字が違うかなと思ったので、それを教えてください。

飯島課長 まず、途中で改善できるような情報があったかどうかという点ですが、7 - 9月期の回収結果、それから、未記入が多いとか、そういうような情報については、10 - 12月期の配布時には間に合わなかったのですが、その後、11月くらいに業者に状況を聞いたりする中で問題点については指摘しております。未記入の状況については、回収のときにある程度確認をすれば改善することも可能だと思います。

新村委員 例えば、調査員の教育をやるような時間的ゆとりは恐らくなかったということですよ、再教育と言いますか。

飯島課長 そこまではないと思います。ただ、回収時にもう少し注意をしてくれということは、調査員も多いわけではないので、できる時間はあったと思います。

それから、未記入と記入不備の相違ですね。未記入というのは記入されていない、記入不備

と言いますのは明らかに誤って記入されているものです。例えば、1つだけ回答するところで複数書かれていたり、あるいは、記入の位置が、金額を書く桁がずれていたりとか、見ただけで明らかに誤って記入されているのがわかるというものです。

新村委員 (注)だとそうみたいですけれども。そうすると、未記入は記入不備には入らないという理解でいいですね。

飯島課長 はい、そうです。

新村委員 はい、わかりました。

竹内座長 ほかに何かご意見ありますか。

舟岡委員 せっくなので土屋先生にお伺いしたいのは、それぞれの地域で調査員をどのように募集したのかと、調査員はその地域からどれくらい離れたところに居住している人なのかと、報酬についてどんな感想をお持ちだったのか、そこを教えていただけたらと思います。

土屋委員 募集につきましては、広島の方は契約社員10名ぐらいの中から、全部で5地域ありますから、適していそうな5人を選んでいると。

竹内座長 公募しないで、いわば自社の契約社員の範囲内だけで選んでいるんですか。

土屋委員 そうですね。ふだんは一般の事務をしており、広島からそれぞれの地域へ行ったと。広島市内か、その辺に住んでいる方だと思います。私がお会いしたのは1人だけですが、担当地域まで片道2時間かけて行くということでした。

それから、北海道の方は先ほど申し上げたように、調査員はそれぞれの市の商工会議所から推薦してもらった人。商工会議所ではそういう調査が来ていて、だれか調査員はいないだろうかということで、その商工会議所にたまたま来ていた人に「あなたやってくれないか」というような感じで頼んだところもあるみたいです。

舟岡委員 そうすると、選択したというよりも、商工会議所が選定した人をそのまま調査員に採用してしまっている。

土屋委員 はい。ですから、北海道の方は、砂川とか伊達とか石狩とか、それぞれの地域の方。それから、調査員の報酬はわかりません。

新村委員 広島の場合は、契約社員ということは通常業務の一環としてやっておられたということですかね、余分に報酬を払わないで。

土屋委員 そこはわかりません。ただ、広島は本来の業務の空いた時間に行って置いてきて、回収に行くということでした。

舟岡委員 調査員もやりたくないと言っていましたか。

土屋委員 しばらくはやりたくないと言っていました。

小川委員 私の個人的な印象ですが、少しがっかりしたというか、これで大丈夫かなと思っているんですね、この結果を見て。パフォーマンスが少しよくなるかなと思ったら、かえって悪くなったりしているところがあって。先ほど新村先生が要因分析とおっしゃって、確かに重要ですけども、このくらいのケースだけで要因分析をやっても、新しい会社、これから新規参入したり、地域に行ったりして、我々がわからないような問題がかなり出てくるような気がします。だから、要因分析もサンプルをもう少し増やして、何回か繰り返してみないと、これで本番を迎えては問題があるのではないかという印象を持ちました。

新村委員 今の関連で、そのためにもぜひ、現行の本体調査で調査員がどういう活動をしているのかという情報が、私たちもないわけですよ。例えば個人企業経済調査だったら、平均的に何回行って、どのくらい執拗に受けてくれるように頼んでいるのかとか、そういう話が知りたいと思います。

舟岡委員 かつて個人企業経済調査で東北地区へ出向いて、2日間一緒に同伴して回ったことがあります。個人企業ですから、平日訪問しても不在の事務所がたくさんありますが、何度も繰り返し訪問しています。調査員とも何度か話したのですが、この調査は引き受けてくれるところがなかなかなくて、引き受けてもらうための説得に非常に時間がかかるとおっしゃっていました。特にラーメン屋等の忙しいところは相手にすらしてもらえなくて、そこについてはいろいろな方法を使いながら接触を図っているということをおっしゃっていました。参考までに。

新村委員 ヒアリング結果ではそうなんですけれども、事業者が積算するときに平均的な姿というものが見えないと、今、広島の話をもったように、一度行って、取りに行けば終わりだという形で積算なされれば簡単ですよ。ただ、この地域でやっている本体調査の調査員は、平均的に説得に何回とか、それに近い数字があることによって積算が適正なものになるような気がするんですね。

今のままでは業者もかわいそうで、適切な情報なく入札しろと言われていて、後で情報が足りなかったと思っておられるのではないかと思います。だから、統計調査に対して高をくくっていた部分と、実態の情報を提供していないことによって問題が起きているような気がしたので。今、舟岡先生のおっしゃるような事例的な、エピソード的なものも重要ですが、もう少し大づかみでもいいので具体的なものはないかしらと。

舟岡委員 何回という指定の有効性について疑問なのは、ベテランの調査員であるか否かに

よっても全然違って来るからです。だから、外形的な回数はあまり意味がない気がします。

竹内座長 これはヒアリングするわけですね、業者に。

飯島課長 次回予定しております。

竹内座長 そのときに具体的に伺えばいいと思うんですけども、入札した業者側が実態についての感覚を持っていないで、甘く見ていたことは確かなんです。業界が成熟してくれば、おのずから感覚があって、こっちが言わなくても、あるいは、企業ごとに、業者ごとにベテランをたくさん使うと言えば、我が社はうまくやれるんだとなるかもしれないけれども、とにかくまだこの業界そのものが極めて未成熟なので、感覚を持っていないということがわかったような気がします。そういう場合に、平均何回行くというような情報を伝えれば、それで業者が理解できるかどうかということもまだ不安です。一体何をどういうふう事前の情報として出せばわかるのか。そういう意味では、ある程度業者を指導して、教育して、育成していくというプロセスが必要かと。民営化というのは、十分成熟した状況にないときには、そういうプロセスを経なければだめなんですよ。この場合についても、民間開放を進めるのであれば、業者がだんだん成熟して感覚を持ってくるようなプロセスを経ないと。いきなり情報を与えても、業者の方はいいかげんなことをやって、やってみて見込みと違ったと。逆に言えば、さっき土屋さんがおっしゃったけれども、広島県の業者はある意味では正直です。これではこのぐらいしかできないと。そのまま提出したから正直なので。もう少したちが悪くなると、そこでメイキングをしてもっともらしい数字をつくって提出してくるとなると、もっと困ります。その辺はこちら、委託する側としても経験が必要だという印象ですね。

次回、業者の方に来ていただくので、そこで率直に伺った方がいいと思います。

それでは次の議題へいきたいと思います。家計消費状況調査の実施状況についてご説明をお願いします。

神田課長 消費統計課の神田と申します。ご説明させていただきます。

お手元の「家計消費状況調査の実施状況について」という未定稿の資料でご説明をさせていただきます。

家計消費状況調査は、家計調査を補完するものとして、主に高額な商品・サービスについて調査をしております。平成13年10月から実施しています。実際に調査票を見ていただくのがいいのですが、こういう簡単な一枚紙のもので、例えば携帯電話とか、筆筒、ベッド、幾つかの個別の項目を書いております。こちらにその月の購入金額を書いていただくと、こういう調査内容になっております。

調査の期間は毎月、全国3万世帯に対して行っています。項目数ですが、合計で64品目です。調査の方法ですが、留置調査と郵送調査法の2つを併用しております。調査員は全体で750名で、1人当たり4つの調査地点を担当しまして、それぞれの調査地点で10世帯ですので、750掛ける4掛ける10ということで3万世帯となっております。

結果の利用ですけれども、家計調査では、例えば先ほど言いました筆筒とか自動車もあるのですが、高額商品は安定して把握することが難しいので、家計調査を補完するものとして使っております。その結果、QEなどの推計にも使われておりまして、最近新聞等でもこの調査結果が公表されて関心を呼んでいるところでございます。

この調査の特徴ですけれども、1つは、今申し上げたようにあらかじめ固定項目が印刷された調査票形式のため記入者の負担が少ない。それから、労働力調査は調査地点が市町村を超えて変更されることがございますが、この調査は5年間はある市町村を見つけたらその中で動くということですので、調査員の確保が容易というような特徴がございます。ということで、当初からこの調査については民間委託で実施しても大丈夫だろうという判断のもとで実施しているわけです。

2ページ目にいきまして、どういう形で委託業者を決定したのかということですが、一般競争入札ですので、価格が最も安いところということです。この調査全体で6億円というふうにお考えいただければと思います。

それから、業務の質の確保ですけれども、調査世帯の確保、要するに依頼できる調査の世帯ですね。あと、調査票、訪問による調査票については100%の回収率を目標としました。また、郵送による調査分については70%ということを目標値としてやっておりました。

その後どういうふうになったかということですが、図を見ながらご説明したいと思います。5ページに資料1、回収率の推移というのがございますので、それを見ていただきたいと思います。この四角で、真ん中の水準が全体の回収率の推移です。上にありますが、訪問回収です。下にあるのが郵送回収ですが、それに比べて訪問回収は高い回収率になります。全体が75%ぐらいで推移していきまして、訪問が85%以上で、郵送が70%弱ということで、ほぼ安定して推移しておりました。

ところが、その図にもありますように、回収率が大きく低下したというところを説明させていただきたいと思います。図の下に回収率の低下要因とございますけれども、17年4月ぐらいからやや低下している。これは恐らく個人情報保護法の全面施行に伴い家計が敏感になったということだと思っています。

ただ、大きく崩れたのは8月以降でして、ここでは7月分の調査票の回収からきてきますので、7月分にも該当しますけれども、8月上旬に日銀からある民間会社の調査員による不正行為が行われたということが公表されまして、そういったことがマスコミで大きく取り上げられたことからやや低下してきている。たまたまうちの方も同じ調査会社だったものですから、そこにありますように、調査継続世帯に対して電話で監査を実施しました。それが8月、9月ということで、問い合わせを受けた方も何だということで回収率がやや低下し始めました。

結果ですが、これは2ページの不正行為の発生のところを見ていただきたいと思います。どういう不正行為だったかと言いますと、調査期間の途中で世帯から「もう調査に協力したくない」という拒否の申し出があったにもかかわらず、そのまま継続していたように装って、調査員が調査票を作成したということです。調べたところ、全体の2万7,000世帯のうち52世帯についてそのようなことが起こっていたということでございます。

そういうこともありまして、当方としても、5ページの図に戻っていただきたいのですが、10月に不正行為の事実を公表したり、また、業者を切り替えますよという案内を配布したりという作業が行われました。

3月でその業者をやめまして、4月以降新しい業者に変えたということでございます。そのとき、3月分の調査票は4月に回収するわけですが、4月に回収するときに新しい調査会社が訪問する、あるいは、コンタクトをとるということで、調査世帯の方は、調査会社が替わったんだと。事前に連絡をしていたのですが、そのことを認識していない世帯が多く、そのときになって初めて気がついたというようなことで、急に回収が落ち込みました。

その後は、そこに書いてございますように、徐々に回復してきておりますけれども、平均が全体ですと60%強ですね、62~63%。訪問の方でも85%に比べて70%ぐらいまでになっているということでございます。

特に3月はどういう状況だったかということですが、資料2にございますように、問い合わせが当課に第1週目、第2週目を中心に殺到しております。そのときに断られた世帯、「こういうことであれば調査には協力しません」とおっしゃった世帯が4月だけで200軒ぐらいというような状況になりました。これは個人情報、自分の情報が気がついたら別の調査会社にいったということで、かなり世帯の不信感を買ってしまったということだと思っております。

また本文に戻っていただきます。2ページには今申し上げた話を書いてございまして、3ページは、今の復習にもなりますけれども、業者の切替時の状況ということです。

1つは新業者決定までの措置ということですが、旧業者との契約は17年度で打ち切る

ことにしました。ただ、次の業者の選定に当たっては、単独で確実に受託できる事業者の存在が危ぶまれたこと、また、不測の事態に備えた危険分散のため、2社に分轄して発注することとしたということでございます。2社に分轄してというのは、一言で言うと、1社であったものを2社にするわけですから、インフラの部分で予算的には事実上厳しくなっているということかと思えます。そういうこともありまして、コストの軽減ということで、その下に書いてございますように、幾つかの変更をさせていただきました。

ただ、入札に当たってもすぐには決まらなかったというのが の一番下に書いてあります。18年1月に一般競争入札を実施しまして、1社が落札したのですが、残る1社については、価格的な折り合いがつかずに、決まりませんでした。そこで、最後は不落随意契約ということで、入札にいたらず随意契約になってしまったということです。

2社になったときに、先ほどの回収率がどういふふうになったかということをご説明したいと思います。全体の総数については、徐々に回収率が低下して、3月、4月分がボトムだったというのはご説明しましたが、その後、若干回復はしたのですが、2社の中でも回収率の動きに大きな違いがございます。1社は65%ぐらいまで何とか上向いているのですが、もう1社の方は60%です。もちろん目標値には届きませんが、業者間にかなり回収率の動向の差があるということです。

特に訪問のところは、業者の力量というのが出るのかなと思っているのですが、訪問の方は1つの回収率は徐々に落ちてきているということです。この辺、我々も危惧しておりまして、この1年間指導をやっていきますけれども、回復までに至っていない。一方、郵送の方は低いのですが、ほぼ落ちついて推移しているということです。

2社でどういふふうが違うのかということですが、我々は企業の分析にはそれほど長けていないのでよくわからない部分がありますけれども、比較をさせていただきました。2社でどうしてこれだけ差が出るかということですが、新業者AとBで、本部の構成はそれほど変わらないかと思っております。新業者Aが回収率が上がらない方で、新業者Bが回収率がいい方ですけれども、それほど変わらない。違いがあるとすれば、地方組織が新業者Aにはなかったと。Bには事務所があって、そこに駐在の人がいる。Aの方もホームページを見ますと「ある」ということですが、駐在員はいないそうです。ちなみに、旧業者では15支社・局があったということです。

その次に、調査員の管理体制について見ますと、違いをここから拾い上げれば、新業者Bでは支社を通じての指導を行っているところが違うかなと。また、調査員の連絡体制を見まして

も、定期研修、指示仕様も大体同じです。その他のところで、対面指導についても、新業者Aは「必要なときにやります」というのに対して、新業者Bあるいは旧業者では、調査票の回収時・配布時に随時行っているというようことで、こういったところで違いが出てくるのかもしれないと考えております。

参考までに、契約金額が書いてございます。新業者Aは初めに入札で決まったところですが、2億6,700万円、3億ということでございます。全体6億ですので、それが大体分轄された。1カ月当たりの調査員の経費は、4月から始まったものでまだ決算が出ていないので、見積りを調査員数で割ったものですが、1カ月当たり1万2,000円か1万4,000円ぐらいというところで、旧業者は2万円ぐらいではあったのですが、それに比べるとやや安くなってしまっているということです。

では、目に見えて事前に何がわかるかというところですが、資本金ですと、新業者Aは資本金が小さいのですが、これが何を意味するかというのはよくわからないところです。社員数も、新業者Bよりも少ないけれども、旧業者と大体同じぐらいです。登録調査員数は非常に多いということで、こういう表の数字からは、新業者Aがそのときに不適格であったかどうかというところまでは判断できないかなと思っております。

その次に、例えば調査員の質が違うのではないかなというようなことを思うわけですが、新業者Aの調査員について、調査員の年齢で見ると、40歳、50歳、50歳が一番多い、半分ぐらいが50歳代です。女性の比率が高くて9割ぐらい。そのうち、旧業者で家計消費状況の経験があった人が3割ぐらいいる、要するに、調査について調査員が移動しているということがこの辺でわかります。

それと新業者Bではどう違うかという、そんなに変わらないということです。もちろん、個人情報がありますので、調査員一人ひとりの経歴を出せということはなかなかできないのですが、アグリゲートをした数字で見ても、調査員の質がどう落ちているのかというところまではなかなか判断できないのかなというのが率直な感想です。

また、資料の(4)の新業者による実施状況。回収率は先ほどのとおりで、2社の回収率に大きな差が見られるということです。記入状況を見ましても、正確な比較は困難ですが、新業者間で見るとそれほど大きな差は認められないということです。

4ページにまいりまして、業者の実施体制。これも先ほどご覧いただいたとおりでございます。調査員や社員の質については正確な比較はできないのではないかな、というようにまとめさせていただきました。

ですけれども、これから何が言えるのかということをお我々に幾つかピックアップさせていただきました。1つは、契約上回収率の目標を示すだけでは十分な回収率の向上は期待できないのではないかということです。仕様書の一部を説明いたしますと、調査世帯の確保は100%、調査世帯からの調査票の回収については、調査員による訪問回収の場合は90%を、郵送回収の場合は70%を目標とするということです。なお、調査の実施に当たっては、協力依頼は確実にいき、督促を図るなどして、未回収の調査票を極力少なくすることに努めなければならないが、調査世帯への強要があってはならないということです。これは価格競争入札ですので、ペナルティーを課すとかいったことはやっておりませんが、一応目標は定めているということです。こういう目標だけではなかなか実現は不可能で、回収率改善の効果的なインセンティブのあり方について十分な検討が必要だと思っています。

我々が民間事業者による調査とつき合っただけでまだ日が浅いですが、1つは、民間事業者は、効率化ということをおインセンティブで考えるのであれば、少し言いすぎかもしれませんが、利潤を出すことが一義的には重要になっているということです。そこで利潤を出すことと目標の回収率を達成することは、必ずしも同じにはならないようです。目標の達成にはコストがかかるんですね。そもそも提出してくれないような世帯に強制的に出させるということと、利潤最大化は必ずしも一致しない。こちらで彼らのコストがどうシフトしているかというのがわかればいいのですが、そこまでの情報がない中でどうやってインセンティブを目標達成のために与えたいのかというのはまさに手さぐり状態だと思っています。

また、調査員に1軒あたり1,000円ぐらいを払っているそうです。調査員からすると、10軒で1万円ほどですが、1軒増やすと1,000円ぐらいが入るようですが、世帯に行って冷たくあしらわれるという心理的負担を考えたときに、調査員からして1,000円だったらもういいやというところがあるかもしれないと思っております。そういう調査員の努力、10軒のうち4~5軒は何とか確保できるが、残りの2、3軒になったときに、1,000円ではなくて、もっと上げなければいけない。そういうようなさらにインセンティブをつけるような、加速度的にインセンティブをつけるようなものが必要かと思っています。

それから、調査員の質、2つ目の ですが、これについてどのように把握したらいいのだろうかと。質というのは個々の企業の指導方法にも十分関連があると思います。一方で、どのようにしたら調査員にいい人が集まってくれるのかと、逆にいうと質の悪い調査員は社会的に排除されていくような仕組みがないと、1回限りの調査を転々としてしまうというような調査員がはびこるようなことにならないかと少し懸念しております。

それから、3つ目の は事実だと思いますのでお伝えしたいのですが、同一世帯の調査期間中に委託業者を切り替えるということは極力避けるべきだということが教訓かと思います。世帯からかなりの数の苦情が当方にも来ましたが、個人情報保護の観点、それから、業者が調査票を渡すところから審査まで一貫してやらないと、調査票を渡して僕は終了だと思うと、とにかく受け取ってくださいというところで終わってしまって、回収率を高めるところにはいかないと思います。業者にとっても無責任ですし、世帯にとっても統計に対する不信感が出てきてしまうということでございます。

ということで、ある1つの世帯については初めから終りまで同じ業者でやっていく。したがって、業者を替えるときは五月雨式、うちの調査は1年間お願いしますので、12分の1ずつ変えていくわけですが、業者の切替まで1年間かかるということ。そういう手間を惜しむと回収率に響くと思っております。

4つ目は、不正行為を起こすことがないような内部統制、また、モニタリング等の仕組みが必要だと思っております。ここでモニタリングとあるのですが、我々もいろいろ試行錯誤しながら、モニタリングをしているつもりですが、先ほどお話に出ていましたけれども、業者が調査員の実態をあまり把握していないんですね。

調査員がある10世帯を確保するときに、何回Aさんという家に行ったかというところまで把握していません。全体でその地区に3回足を運んだ、そこまでは把握しているのですが、そのときに世帯にアプローチできたのかどうか、アプローチが全然できなかったところにはどうしたのかというところまで把握していないんですね。3回行ったというのとそのときの交通費だけを支払っています。その結果出てきたのが5割でした、4割でしたというようなことになっているんですね。

もちろん、業者が調査員の1日の行動を把握するにはコストがかかると思うのですが、そういう状況であるので、我々もそこから先のモニタリングというのは、そもそも情報がないので限界があるかなと思っております。

また、万が一、リスクが発生した場合、今回も不正があったときに、旧業者は3月で終了なのですが、そういうことがもし次にあったときにどういうふうに対応したらいいのだろうか、そういうことも1つの大きな課題だと思っております。今回の回収率の変化を見ますと、安易に業者を替えてさらに悪くなるということは避けたいということもございます。

以上です。

竹内座長 どうもありがとうございました。何かご質問ありますか。

舟岡委員 大変貴重な情報かと思います。

まず重要な点は、新しい業者Bを決定する際、入札者がいなくなって、予定した適切な価格での落札者がいなかったという点です。安定して調査を実施できる業者をいかに確保しうるかの仕組みは考えなければいけませんし、そのためにどれぐらいの予算が必要なのを、何らかの方法で見積る必要があるかなと思います。

それから、新業者AとBについて、回収率等で見ると、調査結果についての信頼度にかなり差があります。業者を外形的にとらえた資料を提出していただきましたが、それを見る限りにおいて、資本金の規模が小さいところが新業者Aでした。企業というのは規模だけではありませんが、Aの回収率が悪いということは、内部のインフラ、その他を整備しているかどうかもある程度結果に影響を及ぼしていると考えられますので、業者を選定するときに、前回に基準を議論いたしました、業者の備えるべき要件をもう少し詰める必要があるのかなと思います。その際の1つの参考になるだろうという気はいたします。

調査員について言いますと、旧業者を新しい業者に切り替えたときに明らかに大きな回収率の差が出てきている。まだこの理由は明確ではないということですが、1か月当たりの調査員の経費が旧業者と新業者で大きな差があって、新業者についても回収率の良いところの調査員の経費は、あくまでも見積りベースですが、高い。そのような調査員の募集から、その報酬、指導の仕方、それに見合うような形の汗のかかせ方、そういうところを十分検討する必要があるのかなと思います。

科学技術研究調査と個人企業経済調査は、いずれも事業所・企業を対象とした調査でして、世帯を対象とした調査については試験調査をやっておりません。図らずも家計消費状況調査のメイキングをきっかけとした実験と言って良いと思うのですが、そこから経常的な世帯を対象とした調査において何を考慮すべきであるかについて豊富な情報が得られていると思います。

今後、世帯を対象とした経常的な調査の民間開放がどういう形で可能なのか。その結果についてどんな点が問題となるのかを検討する上での重要な材料、情報を提供してくれるものだとしますと、家計消費状況調査のこれまでの結果をさらに詳細に時間をかけて検討していただいた方がよろしいのではないかという気がいたします。調査会社と協力しながら、調査会社を通して情報提供に協力してくれるような調査員から追加的に有料で情報を収集するとか、そのような手間ひまもかけながらさらに詳細に検討していただけるとありがたいなと思います。

以上です。

竹内座長 1つ伺いたいのですが、資料4で参考落札金額が、旧業者は5億5,600万円

で、新業者は2億6,700万円と3億円で。これを2つ足すと5億6,700万円で、旧業者とほとんど同じ額になりますね。それは仕事の内容からしてそれでいいわけですね。

神田課長 予算上、上限がありますので、その中でおさめようとしたということです。その結果がこうなっていると。

竹内座長 その結果、調査員経費の方が小さくなったと。

神田課長 中の内訳は業者に任せています、うちは総額で判断しているので。

竹内座長 そうすると、これは何を調査員経費で割ったわけですか。

神田課長 何が安くなったかということですか。

竹内座長 見積り総額割る調査員ですか。

神田課長 はい、そうです。これは調査員の経費としての見積りを調査員で割っただけです、見積りは出してもらうのですが。

竹内座長 そうすると、調査員の経費としての見積りが新業者の方は旧業者よりかなり小さくなっているということですね。

神田課長 はい、そうです。

竹内座長 目標も少し下げているようですから、その面もあるかもしれませんが。そこに無理がなかったのかなという気がしないでもないのですが。

神田課長 今の話に関連して、これは初めから民間委託だったので、予算の上限が決まっているものですが、第1回の入札でA者が一番安くて、結果的に回収率が悪いところが落札しました。その後、B、C、Dと残ったところで予算の折り合いがつかなかったものですから、何回か入札をしました。そうしたら、徐々に成約せずに、業者が「一やめ」、「二やめ」となって、何も残らなかったと。要するに、政府の予算と民間とでとてもペイしなかったということで、最後、B社にお願いしたということです。

竹内座長 いささか無理にお願いしたということですか。

神田課長 そのB社が結果的にはよくやってくれています。金額的にはA社に比べて若干高いのですが。A社は初めからこの金額でやりますよと言ったのだが、実施は難しかったというようなことだと思います、見通しが甘かったということなんではないでしょうか。

大橋委員 今おっしゃったのは、残る1社を選ぶに当たって3社が参加したけれども、落札者がいなかったと、3ページにそう書いてありますが、落札者が出なかったというのは、予定価格を上回った価格で応札してきたからということですか。

神田課長 はい、そうです。

大橋委員 予定価格自体が適正なものだったかどうかという問題についてはどうですか。

神田課長 そこは問題があったかもしれませんが。ただ、今回、判断として、1社だと不正があったときにこうなるので、日本全国北から南まで2社体制でいきましょうとリスクヘッジをしたわけです。統計のためにはその方がいいだろうと。その結果、業者の方ではきちきちの予算になってしまったということだと思います。

竹内座長 2社体制は全部並行なんですね、地域分担ではなくて。

神田課長 ええ、そうです。

舟岡委員 この調査の規模ですと、担える業者が旧業者以外にはないので、2社にせざるをえなかったという説明を以前伺いましたが。

神田課長 そうです、おっしゃるとおりそれもあります。

舟岡委員 そうですね。

神田課長 それプラス、資料2の3ページの上の の2つ目の黒ボツに書いてありますが、ヒアリングの結果、単独で確実に受託できる事業者の存在が危ぶまれたこと、また、不測の事態に備えた危険分散というのは、また不正があったりするといけないということで2社にしたんです。そのときに適正な予算が確保できたかという、恐らくそれはきちきちだったということはあると思います。

新村委員 1つお伺いしたいのは、この契約の目標達成率、回収率というのはどういう位置づけになっていて、現在の2社はどちらも目標に達していないように見えるのですが、どういうふうな扱いになっているのかをお教えいただけますか。

神田課長 これはあくまでも目標値です。

新村委員 守れないからといって、次の入札に参加できないとか、そういうようなものでもないわけですね。

神田課長 はい。

新村委員 そうすると、業者としては予算の範囲内のできることを、もちろん目標を目指すにしても、それ以上予算がかかるのであればこれは達成する必要はないわけですね。

神田課長 そうですね。もちろん、契約書には、場合によっては契約を打ち切る、目標率達成とか明示的に書いていないですけども、事情があれば契約を断ち切るというような条文は入れています。ただ、それは一般的な話です。

新村委員 事情によってはですね。ただ、ここしか受けるところがなくて、統計がなくなってしまうような形に今なっていますよね。恐らくほかの業者はほとんど受けられないと思うの

で。

大橋委員 回収率が下がった要因分析で、大体正しいと思うのだが、個人情報保護法の施行云々というところがありましたね。本当かなと思っているのは、何となく感じはわかるのですが、いただいたデータを見ると、回収率の推移を見ると、17年4月に個人情報保護法が施行されたわけだけでも、17年3月、4月、5月を見ると、それほど回収率が下がっているとは思えないのだが、そういう状況であるならば個人情報保護法がこの回収率に大きな影響を与えたと本当に言えるのかどうかということを疑問に思っているということが1つ。

それから、同様に秘密の保護に関係して、2ページの枠の中に書いてある星印のなお書きですね、「なお、秘密の保護等については、調査関係書類及び用品を委託した業務以外に使用しない旨の誓約書を提出させるとともに、情報の管理規程の作成を指示」と、この部分に関連しての質問ですが、こういうことは業者との契約において明記させてはいないのですか。

神田課長 契約上ですか。

大橋委員 ええ。契約書上、調査関係書類及び用品については、秘密の保護を図るとか、目的外使用をしてはいけませんということを、契約そのものの中に記載していないのかどうか。あるいは、場合によっては業者は情報の管理規程を作成いたしますという契約条項になっていないのですか。

神田課長 1つ目の個人情報保護法ですけれども、確かに回収率を見ると4、5、6月が総数で横ばいであるのですが、個人情報保護への関心というのは、法律の施行のタイミングと関わらず徐々に広がってきているわけですね。そういうことで、例えば訪問の方を見ていただきまして、回収率が徐々に下がってきてはいるんですね。この調査に限らずほかの調査でも常に回収率はトレンドとしては下がってくると。それは法律の施行云々、もちろん影響は受けていると思いますが、基本的には個人のプライバシーについての関心が高まってきているからだと思います。

それから、先ほどの個人データについては仕様書に明記しています。調査票等の管理ですね。回収した調査票の保管をきちんとしなさいと。それから、調査票、世帯名簿については調査以外の目的に使用してはならないというような形で調査をしております。契約書にも秘密保持ということで、秘密の保持について厳重に管理監督をしなければならないということも書いてございます。

大橋委員 はい、わかりました。

土屋委員 聞き逃したのかもしれないのですが、調査員の属性について、旧業者での経験が

あるというのは、経験がある調査員を新業者で新たに調査員として使ったのか、あるいは、調査員が複数の業者を掛け持ちしていたのでしょうか。また、新業者の方で、「経験あり」の調査員の回収率と、経験がない調査員の回収率の比較ができるのではないかと思います。

神田課長 経験については、特に新業者が引っ張ってきたというよりは、新聞広告とかホームページなどで調査員を募集しておりますので、調査員が自分はこの調査を知っていると、でもここではやらなくなったので、こっちになったら自分は移ろうということで、調査をどこの業者に委託するかによって調査員が移動しているということです。

また、経験あり・なしの回収率については調べてないです、出ないんですね。そこまでは業者もデータとしてはとっていないようです。データとしては今のところないです。

舟岡委員 ついでにそれに絡めて言いますと、メイキング等の不正を行った調査員でも、別の調査会社に採用されて、引き続き調査を行っているという、非常に怖い話が他の調査員からの情報提供として耳にしました。それと別に、これは1年で業者を切り替えていきますね。今度の4月からの調査は改めて入札を実施するのですか。

神田課長 今年の4月は随意契約を考えています。ただ、20年からの調査はもう一度入札をかける予定です。19年度の調査は随意でさせていただいて、20年調査からは入札をもう一度実施します。

舟岡委員 随意というのは、現在調査している調査会社にお願いするということですか。

神田課長 継続してお願いしようと思っております。

舟岡委員 その場合、A社とB社で金額が違っていると、少ない方からクレームがつくということはないのですか。

神田課長 厳しいので何とかという話はありますけれども、一方で今回の回収率を見ても、もう少し何とかするというので、業者との間でいろいろ交渉はしています、予算がない中で。

竹内座長 随意契約といっても金額はこのとおり固定しているわけではないでしょう。

舟岡委員 ええ、そうなんです。

竹内座長 ネゴシエーションでしょう。

神田課長 はい。

舟岡委員 結構綱渡りかなと思いますのは、3億でB社にお願いして引き受けてもらい、予算の制約があり、3億からさらに下げるといって、無理にお願いした業者に対してさらに厳しい条件を課すことになってというのは受けてもらいたいのではという気がします。

神田課長 業者の切替えの具体のところは、来年度の話は未定ですので、これからやるべき

ところでございますので。

舟岡委員 続けていただければ非常に望ましいということでした。

小川委員 さっきの「経験あり」と「経験なし」ですけれども、4月から9月の間でパフォーマンスの悪い業者Aは「経験あり」の割合が増えているんですね、パーセンテージ的には。総数は減っているんですね。だから、その時期、9月はボトムなんですね。だから、経験者が相対的に増えているからといって、必ずしもパフォーマンスがよくなるわけではない。

何かほかの要因がそこにあるような気がしているので、この辺の要因をきちんと分析しないと、A社は低落傾向に歯止めをかけるのは難しいのではないかと思います。単なる「経験あり・なし」だけの問題ではなくて、それ以上に数の問題もあるだろうし、もう少し調べてみる必要があるのではないかと思います。

神田課長 これは調査員の数がかなり減っていますよね。正直言って調査員の確保ができていないんですね。先ほど1人で4調査地区と申し上げましたが、1人で5調査地区とか6調査地区、実際は350名必要な調査なはずですので、そういうふうになってくと「経験なし」よりも「経験あり」の方がやめる率が低くなっています。

小川委員 ただ、B社も同じなんですよ、総数が減っているし。

神田課長 そうですね。

小川委員 だから、経験があるからという問題ではないし、数が減ったかという問題でもないと思います。減ったB社でもパフォーマンスが上がっています。そのところはもう少し踏み込んでみないとわからないのではないのでしょうか。

舟岡委員 繰り返しますが、少なくとも現行水準の調査精度を継続して確保できるような調査会社の選定と、調査員の確保ができる仕組みを考える上でさらに検討が必要ではないでしょうかね。

竹内座長 それに関して一番大事なことは予算にもう少しゆとりがあるということだと思うのだけれども、それはなかなか難しいのでしょうかね。

予算制約があるのは当然ですから、仕方がないんですけれども、一般論として民間開放の機会にコストを下げようというインセンティブで予算をかき集めるということは絶対しないほしいということ、財政当局に言った方がいいと思うんですね。それはものすごく危険だと思うんですね。例えば、せっかくやっているんだから、今まで5億かかっていたなら4億5,000万にしろ、なんていうような話が出てくると危ないと思うんです。どうしてもその中でやらなければならないと思うと、第1回にいつも落札不成立だと、不成立では困るから無理やりお願

いして随意契約でやるということになると、質の確保は非常に難しい。ですから、一般論としては、今後、民間開放するときに予算で厳しく締め上げるということはぜひやめてほしいということ、報告書のどこかに書いておいた方がいいのではないかと私は思っています。

今の場合でも2つの業者に分けて実施したのだから、少し増やすというぐらいでないと、本当に質を保とうと思ったら無理ですよ。あるいは、2つの業者を地域ごとに分ければもう少し安くできるんですか。

神田課長 ブロックごとですか、そうですね。

竹内座長 こちら側は東北、東側、こちらは西側と。

神田課長 そこで考えたのは、不正が起きたときに、東北ブロックが全部なくなっちゃうと、そういうふうになるとまずいと思ったので、北から南まで一列になっているのです。

竹内座長 コスト的に言えば分担した方が少しは安くなるんですか。

神田課長 そうですね。

舟岡委員 両業者間の結果の違いについては検討されたのですか。

神田課長 統計の数字の結果ですね。これは回収率が違うことによって多少は出てきていると思います。訪問回収の率と郵送の回収の率で出てきた調査票が違う、訪問と郵送では結果は多少違うんですね。そのウエートが単純にアグリゲートすると違ってきますので、訪問がある日多かったとか、郵送が少なくなっていると、それだけで結果に影響を及ぼしますので、本当はそこをちゃんと修正をして調整したものを集計して出していかなければいけない。それは我々の仕事なんですね、モニタリングですね、回収率が下がったことによってどれだけ影響を受けているか。それは本筋ですので、体制が不十分な中でもやっていかなければいけないと思っています。

竹内座長 でも、一目見て違いがあるということはあまりなかったんですか。どういう項目を見た際も。

神田課長 業者でそれぞれ見たことはないのですが、出てくるはずですが。多少あるけれども、極端にはないというふうには言っています。

竹内座長 統計の誤差の程度の差があるんでしょうけれども、それ以上明らかに偏ると思われるようなことはあまりないですか。

神田課長 訪問回収と郵送回収で両方の業者のバランスが違うので、訪問と郵送回収の結果の違いというのは、業者ではトレンドとしては出てくるはずだと思います。ただ、我々は今は訪問回収と2つ合わせたもので議論を中でしているので、はっきりとしたお答えができません。

大橋委員 お話のあったインセンティブの問題ですけれども、今後の問題として、予算との関連もあるけれども、回収率の維持・向上という観点から、広い意味のインセンティブを仕組みとして導入することによって確保できるかどうか、ぜひご検討いただきたいと思うんですね。私も今いい知恵はありませんが、さっきお話のあったように、調査員の立場に立ってみれば、10人持っているとして、6～7人ぐらいは簡単に出してくれると思うんだけど、4人ぐらいが大変なんだろうから、残った4人について出してもらうためにどうすればいいかと考えてみたら、一番いいのはインセンティブ、そういうものについてお金を少し業者にやるということではないかというような感じはするんですね。そういうことを通じて回収率の維持・向上をぜひ図るように、何か少しご検討いただければと思います。

竹内座長 そのインセンティブの率は非常に難しいですね。あまり高すぎると、初めわざといいかげんに行って、帰ってきて、回数を増やしちゃうということがあり得ないでもないですからね。

大橋委員 そういうデメリットもありますよね。

竹内座長 ええ。だから、インセンティブというのは適切な額をつくることは難しい、残業手当と同じことで。残業手当の率があまり高いと、正規の勤務時間に仕事をしないで、残業ばかりするということになりますから、それと同じことだと思うんです。

そういうことで問題があるということがわかってきたような気がします。

時間が少なくなりましたけれども、報告書のことについてご説明をいただけますか。

飯島課長 この研究会での報告書を取りまとめていただくということをお願いしたいと思いますけれども、本日、（委員限り）という形で「報告書案について」ということで、こんな構成になるのではないかというものを、たたき台というような形で委員の先生方にお配りしております。これから年度末にかけて何回か研究会がありますので、そこで随時ご議論いただければと思っております。

構成は大きく7つございまして、最初に「はじめに」、そのあと、1番から6番までの大きな表題がございまして、1番が「統計局所管の指定統計調査の民間開放の推進について」、2番目が「検討の方向性について」、3番目が「試験調査等の結果について」、4番目が「国直轄の郵送調査の民間開放」、5番目が「地方公共団体に実査を委託している調査の民間開放に係る環境整備」、6が「今後に向けて」と、そのような形でたたき台を並べております。

まず、「はじめに」というところでは、これまでの経緯とか研究会の目的を盛り込むのかなと。それから、基本的な考え方について簡潔にここで要約することが想定されるのではないかと

と考えております。

次の1番の「統計局所管指定統計調査の民間開放について」では、(1)として、統計局所管の指定統計調査についての今の状況、業務の対応といったようなものを書きまして、(2)として、実査に係る業務について民間開放を推進する意義、これは統計行政全般で業務の効率化が求められているということと、業務の効率化方策としての民間開放が考えられるということ。3番目としては、所管指定統計調査の実査に係る業務についての検討。4番目としては、業務効率化に向けた他の方策との関係ということで、単に民間開放ということだけでなく、他の統計体系の見直し等の取り組み、調査方法の見直し、これらも相まって効率化に向かうと。その前の3番のところには民間開放の取り組みとともに、前提としては統計の正確性、信頼性の確保、調査対象の秘密保護の確保といったものも必要だということ盛り込んでどうかということを書いてございます。

大きな2番の「検討の方向性」でございますが、これについては、この研究会でもいろいろご議論いただいた内容を、若干流れにも従ったような形でまとめたらどうかということで、1番目としては、民間開放において留意すべき事項、正確性、信頼性の確保、それから、対象となる国民・企業の秘密保護といったものを留意すべき事項として記載しようかと。(2)としては、試験調査等による実証的な検討。それから、(3)としては、民間事業者の状況。業界団体のヒアリング等も研究会で実施いたしました。そういったものも含めて今の状況をまとめると。それから、(4)としては、地方公共団体に実査を委託している調査についての考え方ということで、国で行うべき環境整備、それから、地方公共団体にとっての意義、それから、その中の3番目としては地方公共団体にはそれぞれ個別に民間開放をする際の基準・条件を提示する。そういったものを書くことを想定しております。

それから、大きな2番の最後、(5)といたしましては、業務内容等をかためた上での検討を要する統計調査ということで、国勢調査あるいは経済センサス等について、業務内容をまず固める必要があるということを書く。このあたりにつきましては、一度、10月に民間開放に向けての考え方を整理しておりますが、そのあたりの流れに沿う形になるかと思います。

それから、大きな3番目として、試験調査等の結果についてということですが、今まで科学技術研究調査に係る意識調査を行ってまいりましたので、その結果と分析。それから、本日もご覧いただきましたが、個人企業をモデルにした試験調査の結果分析。さらに本日も報告申し上げましたが、指定統計調査ではございませんけれども、参考ということで、家計消費状況調査の実施状況を盛り込むのではないかと。

それから、具体的な取り組みの中身ですが、大きな4番としては、国直轄の郵送調査の民間開放。総務省では科学技術研究調査だけですけれども、これについての考え方。

大きな5番としては、総務省の指定統計以外はすべて地方公共団体に委託しておりますので、地方公共団体に実査を委託している調査の民間開放に係る環境整備ということで、環境整備として必要な措置の内容、それから、民間開放を行う際の基準・条件として求められる内容、こういったものについて取りまとめると。

大きな6番といたしまして、今後に向けてということで、さらに検証が必要な点、注意すべき点等について盛り込むと。

そのようなイメージです。

竹内座長 1から統計局所管の指定統計調査の民間開放の推進についてとありますから、1からあとは全部、統計局所管のものについてということが前提になるわけですか。2のところなども。

飯島課長 材料としては統計局所管の指定統計ということでございますけれども、項目によってはその範囲からさらに広げる形になるかと思います。

竹内座長 私の感じでは、一般原則みたいな、基本的な考え方みたいなものがあって、それを「はじめに」の中で要約だけ出すというのではなくて、第1章に民間開放市場化テストに関する基本的な問題点と、それに対する考え方というようなことをはっきり書いて、それからあとで、それを適用するものとして統計局所管の指定統計調査の民間開放の推進について考えるという形にした方がいいのではないかと思います。局長、いかがでしょうか。

川崎局長 それはそうだろうと思います。今回のこの検討自体は、統計局の調査を一義的には対象としていますが、この中から得られる教訓というのは全府省共有した方がいいものだと思いますので、そういう意味では先生のおっしゃるとおりでございます。

竹内座長 ですから、第1章にそれをつけて、それから統計局所管の話がついているという形の構成にさせていただいた方がいいのではないかと思います。

大橋委員 僕は全体としてこれでいいと思います。やや瑣末なことですが、2つほどご質問というか指摘しておきたいと思います。所管指定統計の実査に係る業務についての検討のところ「慎重な検討が求められてきた」ということを言い切っているのですが、私の事実認識は、統計法第2条から見ますと、統計法第2条はご案内のように、必ずしも国とか地方公共団体だけではなくて、その他の者に委託して指定統計をつくることができると、統計法第2条はそういうふうな規定をしているわけですから、少なくとも統計法のサイドから見ると決し

て慎重な検討が求められてきたのではないだろうと思うんですね。そういう意味でこの表現は誤解を招きかねないような表現なので、少し検討していただきたいということ。

それから、次の部分で、この表現から受けるのは、しょうがないからやるというような感じがあるのですが、もう少し前向きな表現にさせていただいた方がいいのではないかと考えております。例えば定員が非常に厳しい状況がこれからも続くのだろうと思うんですね。その一方で、ここの報告書にも書いてありますように、新しい統計調査が求められているわけですから、新しい変化への対応のためにも民間開放、あるいは、民間活用というのは不可避の状態だろうという認識なんですね。そういう意味でももう少し民間開放を前向きにとらえていただいた方が、あるいは、そういう表現にさせていただいた方がいいのではないかという感想を持ちました。

竹内座長 統計法施行令は統計法本文ではなくて、統計法施行令の中に民間は前提にしないというような文章があるのですか。

飯島課長 統計法自体が障害になっているということではないと思いますが、施行令は個別の調査それぞれを法定受託事務として、都道府県の事務、市町村の事務と明示しておりまして、その中で統計調査員を設置して調査を行うということが書かれております。施行令上は各調査それぞれ民間開放を前提にしない形で整備されております。これについては、今回、施行令の改正を行いまして環境整備をしたと、就業構造基本調査等ですね。

竹内座長 これはある意味で過去のことを書いてあるということなんでしょうけれども、それをわざわざ入れる必要があるか少し疑問です。

大橋委員 「法制度上も民間委託を前提としていないことなどから、慎重な検討が求められる」という表現は間違っていると私は思います、統計法第2条の考え方からいくと。

竹内座長 現実に統計法が適用される統計で民間がやっているのは日銀のがそうでしょう。本当に民間と言えるかどうかは別ですが。その表現の仕方はもう少し考えたいと思います。

それから、今の橋さんのご認識ですが、私は橋さんほど積極的ではないかもしれないけれども、今後、状況の変化に対応して民間事業者を活用することは必然的だというのは私もそう思います。必然的なのを、大変いいことだと思うか、やむを得ないと思うかというのは、人によって判断が違いますが、必然的であるというのはそうなので、必然的であるからには、なるべくそれがいい方向に行くようにしなければいけないということに私も全く異議ありません。そういう意味ではそういうことを積極的に考える。なるべく逃げようという態度ではうまくいかないということがありますから、そういう点で表現はうまく書いていただいた方がいいと思います。

例えば、家計消費状況調査は初めから民間委託ということが前提で議論が進行していたはずですね。私は、その調査を決めるときの委員をやっていましたから、知っています。それから、その計画を決めるときの委員会に民間の人にも入ってもらったんですね。そして、どういうふうにやれるかということ聞きながら議論を進めた記憶があります。そういった意味では、民間の協力のもとにやったわけですが、そのような協力はどういう意味があるのかという気がしなくてもいいですね。考えようによっては、一部からはそういうのは官民癒着だからよくないとかいろいろあるかもしれません。

厳密に言えば、さっき例に出たように、民間の業者はそういうことに対する感覚がないですから、なるべくそちらの方にそういう感覚を伝えていく必要がある。それには統計調査の問題点などを議論する場に積極的に加わっていただいた方がいいと思うんですね。ですから、そういう点も考慮した方がいい。民間になるべく情報を漏らさないでいて、なるべく競争させて安くたたくというやり方は、統計では適用できないというか、そのようなことをしたらとんでもないことになるということを、どこかに書いておいた方がいいと思うんですね。つまり、民間の業者を育成する必要があるのではないかということです。

舟岡委員 先生、よろしいですか。必然でしょうかね。民間の資源を活用することによってより効率的な調査を実現できる方策を手にするようになったのだと考えられます。要するに、調査が増加したときに現行の都道府県、市町村経由の調査員調査では実施できなくなって、例えば承認統計等で民間の資源を活用するという事例が増えてきて、民間にもそれを受け皿として担うような能力を持つ業者が、この10年、15年で出てきたことは事実だと思います。

以前は、業者の数が限られていて、そういう業者を活用しても、この市場は競争的に何も働かなかったわけです。そこの状況認識が入っていないのではないかと。使えるものが出てきたなら、使う方が効果的・効率的ではないか、そういうことを閉ざすべきではないということかと思えます。

竹内座長 それは舟岡さんのおっしゃるとおりで、同感ですけれども、現状認識において十分育っているかどうかというのは私はまだ少し不安です。

舟岡委員 そうなんです。任せられる調査と任せられない調査が、現行の民間事業者の実態を考えればあると思います。ここまで議論してきて、大橋先生も恐らく共通の認識をお持ちなのではないかと思いますが、包括的な民間委託によって指定統計のような大規模で重要な調査を行うまでには、現状では、民間事業者は育っていない。1、2社あるかもしれませんが、非常に効率的で、期待する精度が確保できて、何か不備があったときには調査会社を切り替える

ことができる、そういう競争的な市場にはまだなっていません。

だから、指定統計であっても郵送調査等では民間開放することができるでしょうし、実査においても部分的には民間開放を進めていって、そのことで民間事業者が育って行って、行く行くは包括的な責任の形ですべて任せられるような、そういう体制が整っていけばよいと思います。

竹内座長 最後のところの行く行くは包括的に全部任せるというのには、私は反対です。原則的にそこには問題があると思います。

舟岡委員 いや、わかります。そこは私も基本的にはそう思いますが。

竹内座長 原理原則的にいって、国において国民に協力を要求して、場合によったら罰則を科しても、義務を課したものを民間に丸投げするということは、原理原則的にはよくないと思います。

舟岡委員 いや、丸投げではないですよ。実査を民間委託ですよ。

竹内座長 実査の民間委託と包括的な委託ということは別だと思うんですね。

舟岡委員 でも、ここでの包括的というのは、実査の民間委託について包括的民間開放とすることを意味し、企画立案、エディティングについては外すと理解しています。

竹内座長 包括というのはあくまでそこまでの意味で、計画立案とエディティングと、そのデータそのものの所有権はあくまで国にあるということが原則としては守られるべきです。

舟岡委員 それはそのとおりだと思います。そこまで民間委託だったら、民間開放というよりも、民間が自分のところの利益のために勝手に調査すればいいわけですし、国が行う必要はないですね。

竹内座長 ええ。それは勝手に調査すればいいし。その場合は民間の調査会社と被調査者の間の自由な契約関係でやればいいのであって、逆に言えば国は知ったことではないわけですね。

新村委員 今、先生方のおっしゃっていたことと同じだと思うのですが、繰り返して申し上げたいのは、今のスケルトンだと今回の実査の試験調査の結果及び分析で、ここは特にその結果についてはこれから書くことになっております。しかし、それより前の部分でかなり楽観的な書き方に現在のところはなっております。今日私たちが個人企業経済調査の結果を承った限りでは、さっき小川先生がおっしゃったように、これでは少し難しいですねという感想ではないかと思えます。私は、民間委託はおっしゃるよう必然であり、重要なことだと思いますけれども、だからといって拙速になってはいけないと思うので、どこに書くかはわかりませんが、最後のまとめのところで、「民間事業者をいかに育成して、そういう調査を受けられると

ころをつくっていくかに官の方が力を尽くさなくてはいけない」ということをぜひ書いてほしいと思いますね。

それはもちろん官の独占している情報を出すこともありますし、最初は介入的な調査要領になるかもしれませんが、育成段階はそういうことでもしないと、今の試験調査のままで本調査を委託しましょうというふうにはならないというのが、この委員会の結論ではないかと思えます。それがこのところにはあまり書き込まれていないのが少し不安です。特に今の試験調査の結果の評価にきちっとそれを書いてほしいし、それがなぜかというところを書いて、今後それを育成していくということは官の役割になってくるということを明確に書いていただきたいと思いました。

小川委員 前回の研究会でどなたかが海外の事情をつけ加えてくださいということを提案したと思うんですけども、今日の結果を見て、全体的に悲観的な感じがするので、ポジティブな例が海外にはないのでしょうか。海外で統計の分野でどんな民間委託しているかという、成功例、失敗例いろいろあると思いますが、そういったのが少しでもあれば、特に将来課題やスタンスという最後のところで、日本の経験だけではなくて海外の経験もあると、もう少し方向づけというのは出てくるのかなと思ったので、できればつけ加えていただきたいと思います。

川崎局長 前回そういうお話が出たので、我々も調べてみたのですが、やっていないということもわかって、完全にやっていないかのどうか、というのは聞いてもなかなかわからない。それから、イギリスが80年代のサッチャー改革の頃にやったよんだというのはわかって、やめた理由がなぜかというのがドキュメントとして残っていないので、聞けば聞くほどわからない状態で、そこは非常に悩ましい状態です。

引き続き努力はしてみますが、これに間に合うところまでいけるかどうかよくわからないところです。

竹内座長 私が学者たちから無責任に聞いたところでは、サッチャー改革は統計学者の間では大変評判が悪くて、どうせうまくいきっこないというような話ばかり聞いていたものですが、本当にどこがどう悪かったかというところまでは聞いたことはあまりないです。ですから、立派な成功例だというのはないというのが正直なところではないかと思えます。それから、アメリカの事情は日本の事情とかなり違います。アメリカは調査会社が非常に発達していますから、アメリカでは場合によったらできるところはできるのではないかと思えますが、アメリカのケースはどうなっていますか。

川崎局長 アメリカは、センサス局自身が各省から受託しておりますので、センサス局がコ

アな統計でやっているというのは聞いたことがなくて、むしろ小規模なアンケートとか意識調査のようなタイプのものは委託をしていると聞いています。それ以外のコアとなる経済指標の統計はやっていないと聞いています。

竹内座長 それから、ヨーロッパの国々は最近統計調査が減って、レジスターになってきたわけですが、レジスターを民間に開放しちゃうということはありませんから、そういうところでは民間開放は進まないと思いますね。ですから、外国でも例があまりないのではないかというのが正しいと。だからやるなということはないので、日本でもうまくいくなら、日本で先鞭を切ってやっても構わないと思います。外国に例がないからやるなというわけではないけれども、外国で大変うまくいった例があるから、それを習えればいいというような状況にはまだないというのが本当のところだろうと思います。

大橋委員 新村先生の意見に私は賛成なので、民間開放を前提として、それを受託する民間事業者の能力なり質を向上させるために育成ということが必要なもので、そこはこの報告書に一項目立てて書いていただきたいと思うのですが、よくよく考えてみると、民間事業者の能力なり質を向上させるための育成策として一番いいのはやらせるということではないかなと思うんですね。たくさんやらせるということ、そういうことを通じて民間事業者の質を向上させる、能力を向上させるということが一番早道だし、その道しかないのかなと。お金をやるわけにはいきませんので。そうすると、仕事を与えてやると、民間開放させてやると、それを積極的に推進するということが最も大事な政策なのではないかなと思うんですね。

新村委員 そうではなくて、今の個人企業経済調査を見ると、ただやらせただけではこういう結果になるよという結果が出てきたのだと思います。私はやはり情報提供だと思います。官がこれまで貯めてきた情報があるわけですから、これだけの調査をやってきたわけですから。それに関する情報を全部出して、こういうふうにやったらうまくいった、こういうふうにやらないとうまくいかないというような情報をきちっと提供しないで、ただやらせたのでは同じことが繰り返されるのではないかという危惧を今日持ったわけでございます。

竹内座長 お二人のおっしゃっていることは別に矛盾していないと思います。

新村委員 はい、矛盾はしていません。

竹内座長 経験を通じてしか育成することはできないというのは当然だと思います。

新村委員 はい、それはおっしゃるとおりです。

竹内座長 ただし、その場合、少なくとも短期的には効率化、コスト削減ということにこだわってはだめだと思うんですね。今まで官が主導して民間企業を育てて、やがて産業が成立し

た場合には、少なくとも初期は例えば調達価格などは国際競争価格より高い価格で買い取るということをやらないと、国際市場価格でやったら絶対に育たないです。普通、そういうようなことでかなりコストをかけて育成したのがいろいろな産業について起こっているわけですから。

この場合も、そういう意味では育成にはコストがかかるということも認識していただいた方がいいと思います。さっき新村さんがおっしゃったコストと手間もかかると、今までの官の経験を伝えるということもそれなりにコストがかかりますからね。勝手にやりたい者は入札しろというだけでは済まないで、そういう意味では手間もコストもかかるけれども、民間開放は必然的であるので、それはやるべきでしょうと。

そういうことにすれば、皆様のご意見に矛盾はないと思います。

舟岡委員 業者を育成していくということと言いますと、民間開放できる部分・パーツは積極的に行うことにしても、指定統計のような国の基幹的な重要な統計調査を実験場にさらすということはせずに、承認統計とか、申告義務を課さない統計調査から順次やっていくのが筋だろうと思います。それから、指定統計調査でも郵送調査等のように、あたかも官が実施しているような形で体裁を取り繕える調査は実行に移しやすいでしょう。やはり段階を踏むことが必要なのかなという気がします。

川崎局長 大変いい議論を聞かせていただいて、私自身も大変勉強になると思っております。ぜひそういうものをここのコンクルージョンの部分に入れていただけたらと思っております。先生のご議論のエッセンスを、研究会としてのお立場で報告書で言っていただけたらありがたいと思います。私どもはその宿題を受けて、これからどうするかという形にもっていけたらということがありますが、今のご議論を聞いていて、そうだなという気がいたします。もちろん微妙に先生方の差異もあるのかもしれませんが、それは残る期間で調整をしていただけたらと思います。

もう1点、感想めいたことを申し上げさせていただきますと、先ほどの「民間企業の育成」という言葉について、私自身かつての産業育成策みたいなものを連想するので、言葉のイメージに少し抵抗感がなきにしもあらずです。ただ、気持ちとして、そういう市場が育って、そういう環境ができないと、民間委託もできないということなので、スピリットはよく理解できるところです。

欧米の人に聞きますと、彼ら自身は育てるという気持ちはもともとないのですが、ある程度信頼できるところとパートナーシップを組むとか、官民の役割分担・連携みたいなところが大事だという言い方をする方が多いように思います。完全に競争入札をやっていくと業務の不安

定さとか、あるいは、過当競争のダンピングということが起こったりしやすいので、そういうことが彼らの頭の中にあるのかなとも思うのですが、そういうものをパートナーシップでやると、今度は逆に、先ほど竹内先生がおっしゃったような癒着の問題も出てくるので、どこがいいバランスかというのは出てこないところがあるんですね。

そういう中で、我々は常に新しいものを模索しながら環境をどう整えていくか、そこで民間も参入しやすいように情報をどう提供していくか、そういう環境整備をどうしていくかということが課題なのかなと思います。そういう面で、我々も昔の産業育成策みたいな意味での育成ではなくて、環境を整えるという意味のことであれば統計局もできます。しかし、ここに、例えば補助金を出したりというような意味の育成策は厳しいかなということもありまして、そのあたりも踏まえていただいて、きれいな形にまとめていただければとありがたいなと思います。

竹内座長 どういう言葉を使ったらいいのか難しいですね。

それから、これは皆さんのご承認を得なければいけないのですが、「はじめに」と「基本的な考え方」というところについては私案を書かせていただいて、皆さんにもお読みいただいて。最後に私の名前を出すつもりは全くありませんけれども、そういうような文章も書かせていただいて。この次の次ぐらいの機会にご議論いただくということをさせていただけたらと思います。

私、自分自身の意見だけ勝手に書くつもりはありません、皆さんのご意見も十分に参考にし書くつもりですが、偏ることがあるかもしれません。書くからには、A委員はこういう意見で有り、B委員はこういう意見であり、C委員はこういう意見であって、みんな対立していると、それはそうだとところで終わらないようにはしますけれども、ある程度は独断専行でやらせていただくことをお認めいただければと思います。

そういうものを用意させていただいて、研究会としての考え方について皆さんのご同意を得たいと思いますけれども、そのような形でよろしいでしょうか。

さて、その他、統計法施行令について、地方との調整状況、次回の日程を簡潔にお願いいたします。

飯島課長 参考として統計法施行令の資料をお配りしております。

統計法施行令の改正は、先週21日に公布いたしまして、既に施行されております。中身は、そこにあるとおりでございまして、就業構造基本調査と全国物価統計調査について、今まで都道府県が調査員を設置して調査していたものを、市町村長が民間事業者に委託して行うことができるような環境整備をしたということです。

2 ページ目の 4 番のところがございますが、当初入れてなかったのですが、パブリックコメントを踏まえまして、市町村長が民間事業者と契約する際に、秘密の保護に関する事項をきちんと定めるようにというのを条項として入れております。

パブリックコメントの結果報告につきましては、同じ資料の10ページからつけております。

これを受けて、地方がどのような動きがあるかということを紹介申し上げますと、福井県で2月の議会で事務処理特例条例が上程されているということです。福井県下のすべての市と町で調査票の配布・収集に関する事務を、県の事務であったものを市町に下ろすという事務処理特例条例でございます。ただ、実際にどの市あるいは町で民間開放を実施するかという最終的な判断は各市町で、これから我々が提示するモデル的な事例、基準条件、あるいは、諸般の事情を総合的に勘案して最終的に判断がされますので、現時点でこの先どういう形になるかというのはまだ明確にはわかっていないという状況でございますが、引き続き地方とはよく連絡をとっていきたいと思っています。

以上が参考のご説明でございます。

それから、次回の日程につきましては、3月8日(木)の13時から2時間半程度を予定しております。場所は追ってご連絡させていただきますが、内容は事業者ヒアリングをすることをメインに考えております。

よろしく願いいたします。

竹内座長 今日これで終わらせていただきます。ありがとうございました。